

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (112) (略)

(113) (Z) —ニ—「ニ—フルオロ—五— (トリフルオロメチル)

フェニルチオ」—ニ—「三— (ニ—メトキシフェニル) —

三—チアゾリジン—ニ—イリデン」アセトニトリル (別名フル

チアニル) 及びこれを含む製剤

(114) (145) (略)

十二〇三十二の二 (略)

三十二の三 ニ—ニ—ジメチル—ニ—ニ—ジヒドロ—ベンゾフ

ラン—七—イル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

別表第一 (第四条の二関係)

劇物

一〇十一の八 (略)

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (112) (略)

(113) (144) (略)

(113) (144) (略)

(113) (144) (略)

(113) (144) (略)

(113) (144) (略)

十二〇三十二の二 (略)

三十二の三 ニ—ニ—ジメチル—ニ—ニ—ジヒドロ—ベンゾフ

ラン—七—イル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

ニ—イソプロピル—ニ—「ニ—(ニ—エトキシカルボニルエチル) —

するものを除く。
三十三〜六十七 (略)

するものを除く。
三十三〜六十七 (略)